

## 2. 学校法人が期間内に行わなければならない事項

### (1) 登記事項

事項	主たる事務所の所在地において	
	登記の期間	組合等登記令の関係条項
設立登記	2週間以内 注1	第2条第1項
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更登記 注2	2週間以内	第3条第1項
資産の総額の変更登記	3ヶ月以内 (事業年度終了後)	第3条第3項
解散登記 (合併、破産の場合を除く。)	2週間以内	第7条
合併の登記 注3	2週間以内	第8条
清算終了登記	2週間以内 (清算終了の日から)	第10条
主たる事務所の 移転登記	旧所在地においては2週間以内に 移転登記 新所在地においては2週間以内に 第2条第2項各号に掲げる事項の 登記	第4条

注1. 組合等登記令第24条 登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

注2. 組合等登記令第2条第2項各号に掲げる登記事項

- (1) 目的及び業務
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在場所
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- (6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- (7) 資産の総額
- (8) 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

注3. 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。(令第8条)

- (1) 合併後存続する法人については変更の登記
- (2) 合併により消滅する法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した法人については設立の登記

(2) その他の事項

事項	期間	起算日	根拠法令
財産目録作成	遅滞なく 2週間以内 3ヶ月以内	学校法人が成立した日 合併認可の通知があった日 毎会計年度終了後	私立学校法第107条 私立学校法第127条第1項 私立学校法第107条
貸借対照表の作成	法人成立時 3ヶ月以内 2週間以内	学校法人が成立した日 毎会計年度終了後 合併認可の通知があった日	私立学校法第103条第1項 私立学校法第103条第2項 私立学校法第127条第1項
収支計算書の作成	3ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第103条第2項
事業報告書の作成	3ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第103条第2項
役員及び評議員の 名簿の作成	遅滞なく 3ヶ月以内	学校法人が成立した日 毎会計年度終了後	私立学校法第107条 私立学校法第107条
理事の補充	1ヶ月以内	理事のうちその定数の 1/5を超えるものが欠けたとき	私立学校法第34条
監事の補充	1ヶ月以内	監事のうちその定数の 1/2を超えるものが欠けたとき	私立学校法第50条